

「世界一安全な国、日本」実現に向けた治安・テロ対策の強化に関する提言

平成28年4月21日
自由民主党政務調査会

現在、わが国の治安情勢は、刑法犯認知件数等の指標が改善傾向にある一方、世界中で多発するイスラム過激派等のテロにより、邦人が犠牲となる痛ましい事件が発生したほか、サイバー空間においては、国内の機関、団体、事業者等に対する情報窃取等のクラッキング事案も頻発するなど、国際テロやサイバーテロ等の重大な脅威に直面している。

国民は、日本の誇りとして、「治安の良さ」を第1位（平成27年度内閣府社会意識世論調査）に挙げる一方で、I S I Lによる日本を名指したテロ攻撃の呼びかけ等の影響を受け、国内でテロが起きる可能性があると思う割合が8割にも上っている（平成27年11月共同通信社世論調査）。テロに対する国民の不安が浮き彫りになっており、テロ対策の強化は不可欠と考える。

さらに、わが国周辺では、拉致問題はじめ、過去の航空機爆破等の爆弾テロから近年の米国へのサイバー攻撃まで、数々のテロ行為に深く関与していると見られる北朝鮮が活動を活発化させ、また、わが国や米国の機関・企業等へのサイバー攻撃に中国が関与しているとの見方もあることから、今後、それらの動向に特段の注意を払わなければならない。

本年5月に伊勢志摩サミット、3年後にラグビーワールドカップ日本大会、4年後に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えた今、国内におけるテロ発生を未然に防ぎ、在外邦人等の安全を一層確保するなど、脅威への万全の備えを構築することは、わが国が取り組まなければならない喫緊の課題である。

このような状況に基づく深刻な危機感から、本調査会では、司法制度調査会及びインテリジェンス・秘密保全等検討PTなど党内関係機関とも連携の上、本年2月から4月の間、サミット及びオリンピック・パラリンピックに向けた治安・テロ対策、サイバーテロ対策、テロ対策に関する諸外国の体制等をテーマに、関係省庁等からヒアリングを行い、わが国の治安・テロ対策を抜本的に強化する方策について、議論と検証を重ねた。

協議の結果、短期・中長期双方の観点から、以下提言の取りまとめに至ったところであり、「想定外を想定せよ（Think the Unthinkable）」を基本認識とし、関係機関の能力や国民の危機管理意識の向上を図ることで、治安・テロ対策のみならず、大規模事故や自然災害、複合災害等の対策・対処能力を強化することも視野に入れつつ、「防災の主流化」という政策転換の流れを「危機管理の主流化」へと拡充させて、「世界一安全な国、日本」を実現すべく、政府において所要の措置を実施することを強く求める。

記

1. 情報収集、集約・共有、分析、発信体制の強化

- (1) 国際テロの脅威増大を受け、官邸を司令塔として、新設した国際テロ情報収集ユニットをはじめ、関係機関の情報収集、集約・共有、分析を一層強化するため、関係機関の職員の増員、研修の拡充、必要な予算の確保等を実施し、体制を強化すること。また、情報収集段階から、警戒・警備、水際対策等に迅速かつシームレスに伝達するなど、一層の連携強化を図ること。
- (2) 在外公館において情報収集に携わる専門の職員を増強し、各国の関係機関との連携を推進するなど、海外での情報収集体制を強化するとともに、在留邦人・企業及び渡航者への情報発信の拡充、公館並びに日本人学校の警備・危機管理強化等を実行し、一層の安全確保に努めること。

2. 警戒・警備体制、事態対処能力、水際対策、サイバーセキュリティ対策の強化

- (1) 国会議事堂、総理官邸等の国の重要施設や原子力発電所等の警戒・警備を強化するため、必要な人的基盤を整備しつつ、警察における新たな技術を活用した装備資機材の導入、海上保安庁における事態対処能力向上に必要な装備資機材の導入、自衛隊におけるNBC攻撃への対処能力の向上、NBC偵察車及び個人用防護装備の配備等、物的基盤を整備すること。また、上記の関係機関の連携を強化し、あらゆる事態を想定した共同訓練を実施するなど、シームレスな対処能力の向上を図ること。
- (2) 空港や港湾、鉄道等の公共交通機関、宿泊・商業・文化施設や関連する街路・地下街等のいわゆるソフトターゲットに関し、事業者とも連携して警戒監視等の未然防止体制を強化するとともに、航空保安検査に先進的な保安検査機器を導入して検査の厳格化・円滑化を図るなど、保安体制の強化を推進すること。また、テロ発生時の情報共有・避難等につき、各事業者・管理者等に体制整備や訓練の徹底を図ること。
- (3) テロリストの流入を阻止するため、旅券セキュリティの強化に加え、入管・税関職員の増強、顔画像照合機能等最新技術の活用及び必要な審査・検査機器の拡充など、水際対策に関わる人的・物的基盤を整備すること。また、わが国に乗り入れる全ての航空会社から、可及的速やかにPNR（乗客予約記録）の電子的取得を可能とするとともに、米国のESTA等を参考にテロ対策に必要な情報を事前に収集するシステムを整備すること。
さらに、テロに悪用されうる資機材や原材料等について、国外からの流入の水際対策を強化するとともに、国内においては関係機関や事業者等との連携を強化し、特に、爆発物や化学兵器等に転用可能な物品について、管理体制や不審な調達をチェックする体制を整備・強化すること。

- (4) 外国人技能実習生や留学生の増大、外国人観光客の急増を受け、外国人との共生を推進しつつ、関係機関の連携強化及び査証関連業務等の体制拡充を通じて、テロの温床となりうる不法滞在者・偽装滞在者対策、送還忌避者対策、外国人在留管理体制等を強化するとともに、将来起こりうる難民の流入を見据えた対策を講じること。また、査証条件の変更を検討するに際しては、対象国におけるテロ情勢やその潜在リスク等を十分考慮すること。
- (5) サイバーセキュリティ対策を強化するため、必要な人員や予算を確保し、民間との連携等を促進しつつ、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を中心に、人材の育成や対処能力の向上、重要インフラ防護の一層の強化等を着実に実施すること。
- (6) テロ資金対策を強化するため、一昨年成立した改正テロ資金提供処罰法、国際テロリスト財産凍結法等の関係法令を適切に運用するとともに、テロ資金供与に関する情報共有をはじめ、諸外国との連携を一層強化すること。

3. その他

- (1) テロ発生を未然に防ぎ、対処能力を高めるため、過去のテロ事例から得られる教訓や諸外国のテロ対策に関する法制と組織について、検証と研究を早急に進めつつ、わが国自身の法制と組織のあり方について、喫緊の課題として検討を行うこと。
- (2) 地域社会の目でテロを抑止する観点から、地方自治体、消防団、事業者、関係機関のOB・OG、ボランティア等との連携を強化し、日常から国民の危機管理意識の向上に努めること。
- (3) 国民保護法に基づく国・地方の国民保護計画の策定に関し、特に訓練の実施については地域によって差が生じていることから、防災訓練と同様、毎年、テロ対策として図上及び実動訓練を各地で実施することを促すこと。また、テロが発生した際の避難、救助、救急、医療等の対処能力を向上するため、人材確保、施設、訓練や高度な車両・資機材を拡充すること。
- (4) テロ対策の諸施策を実施するにあたっては、外国人や外国機関とのコミュニケーション能力の向上が不可欠であり、人材の採用を強化し、関係機関の職員の語学力の向上、外国の文化・慣習の熟知等を、必要な予算措置や定員の拡充も含め、一層推進すること。
- (5) 次期学習指導要領改訂も視野に入れつつ、現代的課題としてのテロ問題に関する教育を充実するとともに、学校の安全確保の取組を進める上で、危機管理マニュアルや教職員の研修及び学校での訓練にテロ対策の観点を盛り込むこと。

以上